

受付印 個人の内部取引等に係る事前確認の報告書

平成 年 月 日 税務署長 殿	確認者	納 税 地	〒
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 居 非 居 住 住 者	(フリガナ)	
		氏 名	印
		(フリガナ)	
	屋 号		
	事 業 種 目		

確認を受けた内部取引等について、次のとおり申告が行われていることを報告します。

非 居 住 者 の 国 外 事 業 所 等	所 在 地	
	屋 号	
	事 業 種 目	
報 告 年 分	自 平成 年分 至 平成 年分	
確 認 内 部 取 引		
独 立 企 業 間 価 格 の 算 定 方 法		
恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等 帰属資本相当額の計算における比較対象者		
補 償 調 整 の 有 無	有・無	補償調整の方法 及びその金額等 恒久的施設帰属所得：イ <input type="checkbox"/> ロ <input type="checkbox"/> ハ <input type="checkbox"/> ニ <input type="checkbox"/> 国外事業所等帰属所得：(1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/> ()
個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る 事務運営要領等に定める事項を記載した資料	(1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/> (5) <input type="checkbox"/> (6) <input type="checkbox"/> ()	
(その他特記事項)		

税理士署名押印 (電話 - -)	印
--------------------------	---

税 務 署 整 理 欄	整 理 番 号	関 係 部 門 連 絡	A	B	C			
	通 信 日 付 印 の 年 月 日		確 認 印					
	年 月 日							

個人の内部取引等に係る事前確認の報告書の記載要領

- 1 この報告書は、個人の内部取引等に係る事前確認に関する報告をする場合に使用します。
- 2 この報告書は、3部を納税地の所轄税務署長に提出します。
- 3 各欄の記載は、次によります。
 - (1)「非居住者の事業場等又は居住者の国外事業所等」欄には、非居住者が報告を行う場合には内部取引等に係る事業場等に関する事項を記載し、居住者が報告を行う場合には内部取引等に係る国外事業所等に関する事項を記載してください。
 - (2)「確認者」又は「非居住者の事業場等又は居住者の国外事業所等」欄中の各「事業種目」欄には、たとえば「貴金属小売」など、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。
 - (3)「報告年分」欄には、報告する年分を記載してください。
 - (4)「確認内部取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、無形固定資産の使用、貸付金その他確認を受けた内部取引の種類及び対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を記載してください。
 - (5)「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第40条の3の3第2項各号（同法第41条の19の5第2項において準用される場合を含む。）に掲げる算定方法のうち、事前確認を受けた算定方法の名称を記載してください。
 - (6)「恒久的施設帰属資本相当額又は国外事業所等帰属資本相当額の計算における比較対象者」欄には、選定した比較対象者の名称を記載してください。
 - (7)「補償調整の有無」欄には、報告する年分における事前確認に基づく恒久的施設帰属所得に係る各種所得の金額、国外事業所等帰属所得に係る各種所得の金額の調整等の有無を記載してください。
 - (8)「補償調整の方法及びその金額等」欄には、上記(7)の調整がある場合に、その処理が平成29年3月31日付課個8-5ほか3課共同「個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）5-18（2）イからニ（事前確認に基づく調整等）まで、6-18（1）から（4）（事前確認に基づく調整等）までに掲げる処理の区分のうちいずれに該当するかを記載してください。また、調整を行った年分及びその金額を括弧内に記載してください。
 - (9)「税理士署名押印」欄には、この報告書を税理士が作成した場合は、当該税理士が署名押印してください。
- 4 この報告書には、平成29年3月31日付課個8-5ほか3課共同「個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）の5-16（1）から（6）（報告書の提出）まで、6-16（1）から（6）（報告書の提出）までに掲げる事項を記載した資料を添付し、「個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領等に定める事項を記載した資料」欄には、添付した資料に記載した事項が、上記各事務運営指針の（1）から（6）までのいずれに該当するかに応じて□にレ印を付してください。なお、「(6)」にレ印を付した場合には、添付した資料の内容を括弧内に簡記してください。